第２部　教　　職　　員

第２部　教　　職　　員

１章　教職員の配置

１節　教職員の配置基準

1　公立小学校及び中学校の教職員配置基準は、次のとおりとする。学級数については、県が定める学級編制基準による。

1　小　　学　　校

〔1〕校　　長

１校に１人とする。

〔2〕教員（教頭・教諭）

①　次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18

学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

②　特別支援学級（各障害種別）において、担当教員１人当たりの指導生徒数が、平均して６人を超える学校には、１人増配置する。

③　指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

〔3〕養　護　教　諭

①　４学級以上の学校に１人とする。

②　３学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

③　児童数が851人以上の学校に１人増配置する。

④　③以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、１人増配置する。

〔4〕事　務　職　員

①　４学級以上の学校に１人とする。

②　３学級以下の学校については、次のとおりとする。

ア　児童数が25人以上の学校に１人とする。

イ　中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に１人とする。

③　27学級以上の学校に１人増配置する。

④　要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に１人増配置する。

⑤　事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

〔5〕栄養教諭・学校栄養職員

①　学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。

ア　児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に１人とする。

イ　児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に２人とする。

ウ　児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に３人とする。

②　学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。

ア　児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に１人とする。

イ　児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に１人とする。

　　ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。

ウ　栄養教諭等が配置されていない単独実施校を８校以上有している市町村に１人とする。

エ　栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に１人とする。

オ　上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。

③　児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、１人増配置する。

④　児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記①～③の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

２　中　　学　　校

〔1〕校　　長

１校に１人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

〔2〕教員（教頭・教諭）

① 次の表のとおり配置する。
教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24

学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	25	27	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員１人当たりの指導生徒数が、平均して６人を超える学校には、１人増配置する。

③ 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭１人を含むものとする。

④ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

〔3〕養　護　教　諭

① ４学級以上の学校に１人とする。

② ３学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

③ 生徒数が801人以上の学校に１人増配置する。

④ ③以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、１人増配置する。

⑤ 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に１人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

〔4〕事　務　職　員

① ４学級以上の学校に１人とする。

② ３学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に１人とする。

③ 21学級以上の学校に１人増配置する。

④ 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に１人増配置する。

⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

⑥ 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に１人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

〔5〕栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

2　弾力的な学級編制に係る教職員の配置については、次のとおりとする。

1　県が実施する弾力的な学級編制による学級増については、上記1の学級数には含まず、教職員の配置については、１学級増につき講師１人とする。

2　市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

3　併置又は併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記1によらない教職員の配置をすることができるものとする。

２節　学級編制の基準

令和２年度学級編制について

１　学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の１学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

<table>
<tr><td>学校種別
学級編制の区分</td><td colspan="2">小　学　校</td><td>中　学　校</td></tr>
<tr><td>単　式　学　級</td><td colspan="2">第１学年
35
第２学年以上
40</td><td>40</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　個　学　年
複　式　学　級
（※１）</td><td>第１学年の児童を含む場合</td><td>８（４）</td><td rowspan="2">８（４）</td></tr>
<tr><td>第１学年の児童を含まない場合</td><td>16（８）</td></tr>
<tr><td>特別支援学級
（※２）</td><td colspan="2">８</td><td>８</td></tr>
</table>

※１　「２個学年複式学級」とは、引き続く２の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、（　）内の数字は、２の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※２　「特別支援学級」は、２以上の学年の児童又は生徒の数の合計が８人以下である場合は１学級に編制する。

⑴　学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

⑵　児童生徒数が８人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

２　県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校１年生から４年生まで、及び中学校１年生は、上記１の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年２学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

また、小学校２年生は、「単式学級」が基準により１学級の場合であっても、児童生徒数の上限を35人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に１学級までとする。

2章　教職員の異動

1節　小・中学校

1　異動方針

全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。

〔1〕基本方針

① 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
② 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
③ へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
④ 特別支援教育に当たる職員の適正配置に努める。
⑤ 勤務地の固定化の解消に努める。
⑥ 広域にわたる人事の交流を推進する。

〔2〕実施方針

① 年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、特に所持免許状の教科（又は得意教科）を十分考慮する。
② 同一校勤務３年未満の者は、原則として転任させない。
③ 同一校勤務10年以上の者は、努めて転任させる。
④ 同一町村に引き続き10年以上勤務した者及び同一市に引き続き15年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。
⑤ 校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。
⑥ 校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。
⑦ 新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける。
⑧ 計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として３年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。
⑨ へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。
⑩ 特別支援学級担当者については特に意を用い、特別支援教育の専門性を有する教員を適正に配置するように努める。
⑪ 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

2　人事異動の結果

令和３年度の人事異動は、学校及び地域の特性を勘案し、活力ある教育活動が展開されるよう、校長、教頭については、充実した学校経営を期して、人格、識見、指導力のある人材を適所に配置することに努めた。一般教職員については、勤務校固定化の解消、職員組織の活性化を図るとともに、職員個々の能力・適性を生かす配置をすることに努めた。

校長については、退職者が小学校61人、中学校27人、教育行政機関等への転出者16人、計104人に対し、校長採用者は、小学校66人、中学校28人、計94人となった。

この94人の内訳は、小・中学校教頭から新たに登用された者66人、教育行政機関等から採用された者28人であった。

また、校長の転任者は61人（前年度46人）であった。

教頭については、小・中学校教諭から新たに登用された者48人（前年度48人）、教育行政機関等から採用された者が37人、また、転任が70人（前年度67人）であった。

一般職員の転任については、小・中学校合わせて964人となり、前年度1,110人を146人下回る数となった。

これらの異動のうち、へき地交流者数は155人（前年度115人）、他管交流者は90人（前年度66人）である。また、同一校10年以上勤務者については、小学校56人（解消率46.6％）、中学校24人（解消率96.0％）の異動を行った。

小・中学校全体の異動総数（退職・採用・昇任・転任の計）は2,076人となり、前年度の2,162人を86人下回る異動となった。

令和３年度　小・中学校異動集計表

			校長	教頭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭 栄養職員	計	2年度
退職等	退職	定年	88	15	154	8	19	4	288	267
		勧奨		1	35	2	2		40	49
		普通			8	1	2		11	13
		小計	88	16	197	11	23	4	339	329
	他県へ				2	1			3	3
	弘大附属へ				9	1			10	9
	高等学校へ						1		1	
	特別支援学校へ				9				9	5
	教育庁へ		7	5	14		2		28	28
	市町村へ		9	9	19	1			38	28
	三本木高附属中へ				2				2	4
	知事部局へ				1				1	
	弘大教育学部へ(教職大学院)									1
	再任用終了				41	7	2		50	51
	教諭・栄養教諭へ						1	1	2	
	合計		104	30	294	21	29	5	483	458
転任・免職採用			61	70	824	54	75	11	1,095	1,223
採用等	他県から				20	1			21	7
	弘大附属から			3	8	1			12	9
	高等学校から									
	特別支援学校から				6	1		1	8	3
	教育庁から		9	16	2				27	25
	市町村から		19	18					37	30
	三本木高附属中から				2				2	3
	知事部局から				1				1	1
	弘大教育学部から(教職大学院)									1
	再任用				82	3	12	1	98	92
	新規	新規学卒			38	5	6		49	59
		講師から			114	4			118	139
		その他	66	48	7	1	2	1	125	112
		小計	66	48	159	10	8	1	292	310
	合計		94	85	280	16	20	3	498	481
総計			259	185	1,398	91	124	19	2,076	2,162

２節　県　立　学　校

１　異　動　方　針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、次の方針によって県立学校職員の異動を行う。

〔１〕基　本　方　針

① 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
② 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
③ 郡部と市部、高等学校と特別支援学校並びに高等学校の各課程間、本校と校舎（校舎制導入校をいう。以下同じ。）との相互の交流を図る。
④ 市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。
⑤ 勤務校の固定化の解消に努める。
⑥ 広域にわたる人事の交流を推進する。

〔２〕実　施　方　針

① 年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。
② 教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。
③ 同一校（全日制・定時制・通信制の各課程及び校舎はそれぞれ１校と見なす。以下同じ。）勤務３年未満の者は、原則として転任させない。
④ 同一校勤務10年以上の者は、原則として転任させる。
⑤ 校舎、定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。
⑥ 校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。
⑦ 新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける。
⑧ 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。
⑨ 関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

２　人事異動の結果

令和３年度県立学校職員の人事異動に当たって特に意を用いたことは、前年度に引き続き、学校及び地域の特性を勘案し、活力ある教育活動が展開されるよう、校長、教頭については、充実した学校経営を期して、人格、識見、指導力のある人材を適所に配置したこと、併せて女性の管理職への登用にも意を用いたこと、一般職員については、勤務校固定化の解消、職員組織の活性化を図るとともに、職員個々の能力・適性を生かす配置に努めたことなどであった。

校長については、退職者等17人、校長採用者は教頭から新たに登用された者が11人、教育行政機関等からの採用が６人、転任者数が11人の併せて45人の異動となった。

教頭については、退職者５人、教育行政機関等への転出者４人、校長への採用者11人、教頭採用・昇任者は、教諭から新たに登用された者が13人、教育行政機関からの採用が３人、知事部局からの採用が１人であった。また、転任者は25人であった。

一般教職員については、退職者225人、採用者224人、転任者453人の異動となった。

これらの異動のうち、全日制同一校勤務10年以上の解消者数は47人、定・通同一校勤務５年以上の解消者数は12人、特別支援学校同一校勤務10年以上の解消者数は13人となった。

全・定交流については、全日制から定時制・通信制へ32人、定時制・通信制から全日制へ13人であった。

この結果、県立学校の異動総数（退職・採用・昇任、転任の合計）は、998人となり、前年度の950人を48人上回った。

令和３年度　県立学校教職員異動集計表

（高等学校、特別支援学校（盲・聾・養護学校）、県立中学校）

			校長	前年度	教頭	前年度	教諭	前年度	養護教諭	前年度	実習助・寄宿	前年度	事務・単労・栄養	前年度	計	前年度
退職等	退職	定年	16	18	5	10	78	68	5	2	6	10	22	18	132	126
		勧奨				1	6	11	1				6	4	13	16
		普通					7	5			1	1	1	2	9	8
		小計	16	18	5	11	91	84	6	2	7	11	29	24	154	150
	他県公立学校へ						2	3							2	3
	附属へ						7	5	1						8	5
	県内小中学校へ						8	6	1				1		10	6
	教育庁へ		1	2	3	4	19	14	1				6	7	30	27
	市町村へ							2								2
	知事部局へ						3	2					1		4	2
	独立行政法人等へ				1		1								2	
	再任用						30	36	2	2	1	4	8	11	41	53
	その他(栄養教諭等へ)															
	合計		17	20	9	15	161	152	11	4	8	15	45	42	251	248
転任	全日制→全日制		8	8	12	15	229	181		1	23	13	36	30	308	248
	全日制→定通制				2	3	23	15	1	1	2	2	4	1	32	22
	定通制→全日制				2	4	5	13	1		1	2	4	4	13	23
	定通制→定通制				1		3	1					2		6	1
	特支→高校			1	1	3	2	3	1				2	4	6	11
	高校→特支						3	2					1	1	4	3
	特支→特支		3	5	7	6	81	102	4	7	10	5	15	14	120	139
	高校→県立中															
	県立中→高校															
	合計		11	14	25	31	346	317	7	9	36	22	64	54	489	447
採用等	新規	新規学卒					14	8	1	3			6	6	21	17
		講師から					56	60	1		2	3	2		61	63
		昇任・その他	11	16	13	28	3	3			4	8	16	15	47	70
		小計	11	16	13	28	73	71	2	3	6	11	24	21	129	150
	他県公立学校から						3	3	1						4	3
	附属・民間人から					1	6	3	1						7	4
	県内小中学校から						12	11					1		13	11
	教育庁から		5	4	3	2	14	8	1	1			6	5	29	20
	知事部局から				1	1		1						1	1	3
	独立行政法人から		1												1	
	再任用						53	50	3		5	5	13	9	74	64
	合計		17	20	17	32	161	147	8	4	11	16	44	36	258	255
総計			45	54	51	78	668	616	26	17	55	53	153	132	998	950

３章　採用・昇任・退職

１節　採　用・昇　任

１　小・中学校校長

公立小・中学校の校長の採用候補者の選考制度は、昭和40年度から実施してきた。

選考は、校長の職務の重要性にかんがみ、教育に関する理念や識見を有し、リーダーシップを発揮し、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保するため実施するものとした。

選考の対象は、下記に該当する者である。

(1)　教職経験年数が10年以上の者。

(2)　教頭等経験年数は２年以上とする。教頭等経験年数には、国立学校にあっては、公立学校の教頭に準ずる職にあった期間を含む。

(3)　年齢は40歳以上、58歳未満とする。

(4)　原則として小・中・高教諭又は養護教諭の専修免許状又は一種（一級）免許状所持者。

選考方法は、調書を提出させ、その者について面接を行った。

（面接は、令和２年12月12日（土）、12月13日（日）の２日間、青森工業高校で実施）

教育事務所管内別出願・採用状況

項目＼教育事務所名	東　青	西　北	中　南	上　北	下　北	三　八	国　立	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
出願者数	62	43	67	58	27	87	2	346
受験者数	62	43	67	58	27	87	2	346
採用者数	20	22	12	14	7	19	0	94

年齢別受験・採用状況

項目＼年齢	40～44	45～49	50～54	55～	計
	人	人	人	人	人
受験者数	0	22	225	99	346
採用者数	0	0	35	59	94

2　小・中学校教頭

公立小・中学校の教頭候補者選考は、従来、市町村教育委員会教育長から推せんされた者の中から選考してきたが、昭和54年から出願制度に改めた。

選考は、教頭の職務の重要性にかんがみ、教育に関する理念や識見及び優れた資質能力を有する人材を広く求めるため実施するものとした。

選考の対象は、下記に該当する者である。

(1)　教職経験年数が10年以上の者。

(2)　年齢は38歳以上とする。

(3)　原則として小・中学校の教諭又は養護教諭の専修免許状又は一種（一級）免許状所持者。

論述試験は、令和２年８月12日（水）、各教育事務所ごとに、青森工業高校（東青）、五所川原工業高校（西北）、弘前工業高校（中南）、十和田工業高校（上北）、むつ工業高校（下北）、八戸西高校（三八）の６会場で実施した。

面接は、令和２年10月31(土)、11月１日(日)の２日間、論述試験合格者に調書を提出させ、その者について、県総合学校教育センター（東青、下北）、板柳高校（西北、中南）、八戸中央高校（上北、三八）の３会場で実施した。

教育事務所管内別出願・昇任状況

項目＼教育事務所名	東青	西北	中南	上北	下北	三八	県立・国立等	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
出願者数	164	74	147	147	62	179	18	791
受験者数	161	74	146	144	62	177	17	781
面接者数	62	41	65	57	27	87	5	344
昇任者数	18	14	12	15	6	20	0	85

年齢別受験・昇任状況

項目＼年齢	38～39	40～44	45～49	50～54	55～	計
	人	人	人	人	人	人
受験者数	15	183	302	238	43	781
昇任者数	0	0	35	46	4	85

3　県立学校校長

県立学校の校長候補者選考は、平成17年度から出願制度とした。

選考は人物、勤務実績等を十分に考慮して、単に管理職にある者に必要とされる知識のみならず、県立学校の校長としての職務の重要性に鑑み、教育に関する理念や識見を有し、リーダーシップを発揮し、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保するため実施した。

(1)　選考対象者

県立学校に勤務する教頭で、令和３年３月31日に次の①、②のいずれも満たす者とする。

①　年齢が57歳以下の者

②　教頭の職に２年以上ある者（充て指導主事（教頭）を含む）

(2)　選 考 方 法

出願者全員を対象に、「論述試験－実践レポート－」を提出させ、令和２年10月10日（土）総合学校教育センターにおいて、「面接」を行った。

(3)　出 願 状 況

項目＼年齢	49～50	51～52	53～54	55～56	57～58	計
	人	人	人	人	人	人
出願者数	0	4	17	24	7	52
採用者数	0	0	2	8	1	11

4　県立学校教頭

県立学校の教頭候補者選考は、平成15年度から出願制度とした。

選考は、人物、勤務実績等を十分に考慮して、単に管理職にある者に必要とされる知識のみならず、県立学校の教頭としての職務の重要性に鑑み、教育に関する理念や識見及び優れた資質能力を有する人材を広く求めるために実施した。

⑴　選考対象者

県内の国・公立学校に勤務する職員で、令和３年３月31日に次の①、②、③のいずれも満たす者とする。

①　教育に関する職に10年以上ある者

②　年齢が40歳以上の者

③　小学校・中学校の教諭の専修免許状若しくは一種（一級）免許状、高等学校の教諭の専修（一級）免許状若しくは一種（二級）免許状、養護教諭の専修免許状若しくは一種（一級）免許状、特別支援学校の自立教科教諭の一種免許状を所持している者

⑵　選考方法

①　第１次選考

出願者全員に「論述試験－実践レポート－」を提出させた。

②　第２次選考

第１次選考結果により、令和２年11月14日（土）県総合社会教育センターにおいて、「小論文」及び「面接」を行った。

⑶　出願状況

項目＼年齢	40～44	45～49	50～54	55～59	計
	人	人	人	人	人
第１次選考対象者数	2	28	62	10	102
第２次選考対象者数	2	14	35	1	52
昇任者数	0	0	15	0	15

5　教員

令和３年度教員採用候補者選考の第一次試験は、令和２年７月18日（土）、青森中央高等学校、青森商業高等学校、青森東高等学校及び都道府県会館（東京都）の４会場において、筆記試験（一般・教職教養及び教科専門（小学校は全教科））を実施した。

第二次試験は、第一次試験通過者を対象に、令和２年９月26日（土）、27日（日）、青森高等学校、青森西高等学校及びマエダアリーナにおいて小論文、面接（模擬授業・個人面接）、適性検査、実技試験を実施した。実技試験は、中学校及び高等学校については音楽、美術、保健体育、家庭、英語を行った。

また、昨年度に引き続き、スポーツの分野において特に優秀な実績を有する者を対象とした「スポーツ特別選考」、障害がある者がより受験しやすいよう障害の種類や程度に応じて必要な配慮をする「障害者特別選考」及び民間企業等の勤務経験があり、優れた知識・技能を有する人材を学校教育に積極的に活用していくため、「社会人特別選考」を実施した。

令和３年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験総括表

区分 / 校種等		応募者数（一般選考+特別選考）			総受験者数（スポ特面接通過者を含む）			採用候補者合計（一般選考+特別選考）			辞退者数（採用延期者を含む）			本採用者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小学校		(5) 76	(24) 167	(29) 243	(5) 74	(24) 163	(29) 237	(3) 26	(11) 94	(14) 120	1	9	(0) 10	(3) 28	(11) 86	(14) 114
中学校	国語	(1) 10	(1) 23	(2) 33	(1) 10	23	(1) 33	(1) 2	(0) 8	(1) 10			(0) 0	(1) 3	(0) 8	(1) 11
	社会	(15) 59	(18) 19	(33) 78	(15) 58	(17) 19	(32) 77	(1) 6	(3) 4	(4) 10			(0) 0	(1) 6	(3) 4	(4) 10
	数学	33	(1) 15	(1) 48	33	(1) 15	(1) 48	(0) 5	(1) 1	(1) 6			(0) 0	(0) 5	(1) 1	(1) 6
	理科	(1) 27	10	(1) 37	(1) 25	10	(1) 35	(0) 9	(0) 3	(0) 12		2	(0) 2	(0) 9	(0) 1	(0) 10
	音楽	4	(2) 32	(2) 36	4	(2) 32	(2) 36	(0) 0	(1) 4	(1) 4			(0) 0	(0) 0	(1) 4	(1) 4
	美術	2	(2) 8	(2) 10	2	(2) 8	(2) 10	(0) 0	(1) 2	(1) 2			(0) 0	(0) 0	(1) 2	(1) 2
	保健体育	(7) 60	(7) 28	(14) 88	(7) 60	(6) 27	(13) 87	(2) 8	(1) 2	(3) 10			(0) 0	(2) 8	(1) 2	(3) 10
	技術	2		(0) 2	2		(0) 2	(0) 1	(0) 0	(0) 1			(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
	家庭		7	(0) 7		7	(0) 7	(0) 0	(0) 1	(0) 1			(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1
	英語	(2) 13	(5) 28	(7) 41	(2) 13	(5) 28	(7) 41	(0) 4	(4) 7	(4) 11			(0) 0	(0) 4	(4) 7	(4) 11
小計		(26) 210	(36) 170	(62) 380	(26) 207	(33) 169	(59) 376	(4) 35	(11) 32	(15) 67	(0) 0	(0) 2	(0) 2	(4) 36	(11) 30	(15) 66
高等学校	国語	14	(2) 20	(2) 34	13	(2) 20	(2) 33	(0) 0	(1) 5	(1) 5		1	(0) 1	(0) 0	(1) 4	(1) 4
	公民	(2) 24	(4) 5	(6) 29	(2) 22	(4) 5	(6) 27	(1) 1	(1) 1	(2) 2			(0) 0	(1) 1	(1) 1	(2) 2
	地理歴史	(1) 25	(3) 5	(4) 30	(1) 22	(3) 5	(4) 27	(0) 2	(1) 0	(1) 2			(0) 0	(0) 2	(1) 0	(1) 2
	数学	(2) 32	(2) 8	(4) 40	(2) 31	(2) 8	(4) 39	(0) 5	(0) 0	(0) 5			(0) 0	(0) 5	(0) 0	(0) 5
	物理	9		9	9		9	(0) 2	(0) 1	(0) 2			(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 2
	化学	9	4	13	9	4	13	(0) 1	(0) 0	(0) 2	1		(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 1
	生物	9	7	16	9	6	15	(0) 0	(0) 0	(0) 1			(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1
	美術	2	8	10	2	8	10	(0) 0	(0) 0	(0) 1			(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1
	保健体育	(15) 97	(8) 22	(23) 119	(14) 96	(8) 21	(22) 117	(3) 5	(1) 2	(4) 7			(0) 0	(3) 5	(1) 2	(4) 7
	家庭	3	(2) 11	(2) 14	3	(2) 11	(2) 14	(0) 0	(1) 2	(1) 2			(0) 0	(0) 0	(1) 2	(1) 2
	英語	14	16	30	13	16	29	(0) 4	(0) 0	(0) 4	1		(0) 1	(0) 3	(0) 0	(0) 3
	商業	18	8	26	17	7	24	2	1	3			(0) 0	2	1	3
	農業	17	3	20	16	3	19	(0) 2	(0) 0	(0) 2			(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 2
	工業（電気・電子）	11	1	12	11	1	12	0	0	0			(0) 0	0	0	0
	工業（土木）	10	1	11	10	1	11	1	0	1			(0) 0	1	0	1
	工業（機械・電子機械）	10	1	11	10	1	11	1	0	1			(0) 0	1	0	1
	水産（水産工学）	1		1	1		1	0	0	0			(0) 0	0	0	0
	水産（海洋生産）	1	1	2	1	1	2	1		1				1	0	1
	情報	(1) 8		(1) 8	(1) 8		(1) 8	(0) 1	(0) 0	(0) 1			(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1
	福祉	2		2	1		1	1	0	1			(0) 0	1	0	1
小計		(21) 316	(21) 121	(42) 437	(20) 304	(21) 118	(41) 422	(4) 29	(5) 14	(9) 43	(0) 2	(0) 1	(0) 3	(4) 27	(5) 13	(9) 40
特別支援学校		(52)	(81)	(133)	(51)	(78)	(129)	(11)	(27)	(38)	(0)	(0)	(0)	(11)	(27)	(38)
養護教諭			84	84		83	83	0	14	14		1	1	0	14	14
栄養教諭		1	25	26	1	24	25	0	2	2				0	2	2
合計		655	648	1,303	637	635	1,272	(101)	(183)	284	3	13	16	102	172	274

（　）は特別支援学校で外数
「辞退者数」には、教職大学院進学予定者及び在学中の採用候補者における次年度以降への採用延期者（小学校２名）を含む。

２節　退　職　勧　奨

1　学校職員の退職勧奨基準

学校職員（県立学校の職員及び市町村立学校の県費負担教職員をいう。以下「職員」という。）に係る退職の勧奨については、公務能率の維持向上を図ること等を目的とし、毎年度この基準の定めるところにより行うものとする。

(1)　各年度における退職の勧奨は、満年齢が50歳以上で、かつ、退職日における勤続期間が20年以上の職員のうち、退職の勧奨を行うことを適当と認める職員について行う。

(2)　退職の勧奨を受けて退職する職員の退職日は、原則として勧奨を受けた年度の末日（以下「原則退職日」という。）とする。ただし、特別の事情が認められる場合は、原則退職日の前日までに退職させることができる。

(3)　退職の勧奨の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

令和２年度末勧奨退職者数

校種 職種 ＼ 教育事務所	小学校				中学校				県立学校（高校・特別支援）				計			
	校長	教員	その他の職員	計	校長	教員	その他の職員	計	校長	教員	その他の職員	計	校長	教員	その他の職員	計
東　青	－	6	－	6	－	1	－	1	－	－	－	－	－	7	－	7
西　北	－	4	－	4	－	2	－	2	－	－	－	－	－	6	－	6
中　南	－	6	1	7	－	2	－	2	－	－	－	－	－	8	1	9
上　北	－	3	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	3
下　北	－	4	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	4
三　八	－	6	－	6	－	4	1	5	－	－	－	－	－	10	1	11
県　立	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	6	13	－	7	6	13
計	－	29	1	30	－	9	1	10	－	7	6	13	－	45	8	53

４章　給　　与　　等

１　令和２年度における人事委員会勧告

令和２年11月４日、人事委員会は、県議会及び知事に対して職員の給与等に関する報告を行い、併せて、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し、総合的に判断して、次のとおり勧告した。

「勧告の概要」

○　本年の給与の改定

⑴　給料表

・職員給与が民間給与を17円（0.00%）上回る

・民間給与との差が極めて小さいことから給料表の改定は行わない

⑵　期末手当・勤勉手当

・民間の支給割合との均衡を図るため4.30月分→4.25月分に引下げ

・人事院勧告の内容や他の都道府県の動向を踏まえ期末手当を引下げ

⑶　実施時期

・令和２年12月１日

２　給　与　改　定

令和２年11月の定例県議会において給与改定に係る給与条例が改正され、公布の日（令和２年11月30日）から施行された。

5章　免　　許

令和２年度教員免許状授与件数

（幼・小・中・特別支援学校、養護教諭、栄養教諭）

校種／種別	幼稚園	小学校	中学校 国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	職業	外国語	宗教	計	特別支援学校	特別支援学校自立教科（理療）	養護教諭	栄養教諭
専修	2	7	3	3	3	10	3	1	1	3	2	2		3		34			2	
一種	66	132	26	20	28	47	3	11	44	22	3	6		37		247	16		35	11
二種	354	6		2	1	1								5		9	62		5	7
特別														1		1				
臨時	1	61	1	1	1	4		4	4	1	3	3				22	28		1	
計	423	206	30	26	33	62	6	16	49	26	8	11		46		313	106		43	18

（高等学校）

教科・科目／種別	国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護	家庭	情報	農業	工業	工業実習	商業	水産	福祉	商船	外国語	宗教	合計
専修	3	3	2	3	14	3	1			1	3	1	2			3					1	3		43
一種	27	13	33	34	59	3	11	4	1	48	20	11	6	16	8	13	1	8				38		354
特別																						1		1
臨時		3	1	4	3	2			4	3	1	2	6	2		3		5	1	2		1	1	44
計	30	19	36	41	76	8	12	4	5	52	24	14	14	18	8	19	1	13	1	2	1	43	1	442

令和２年度免許法認定講習受講者

会場	免許状の種類	科目区分	開設科目	受講者数	合格者数
弘前市	小・中一種 養教一種 栄教一・二種	教職	道徳教育	11	11
			教育原理	10	10
青森市	特別支援一種・二種	特別支援教育	病弱教育総論	60	60
			聴覚障害児の心理･生理･病理	87	87
			視覚障害教育の教育課程･指導法	82	82
			重複・ＬＤ等の教育	90	90
			特別支援教育概論	59	59
			肢体不自由教育総論	42	42
			知的障害教育総論	48	48
計			９科目	489	489

令和２年度教員免許更新に係る修了確認等の状況
（旧免許状を所持する現職教員のうち、最初の修了確認期限が令和３年３月31日である者）

（単位：名）

種別＼校種	幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			教育委員会職員等	合計
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立		
修了確認			12	3	262		2	158	1		136	32		46		1	653
受講免除			12		38			22	1		15	3	1	5		39	136
修了確認期限延期			1		24			14			13	6		6			64
計			25	3	324		2	194	2		164	41	1	57		40	853

令和２年度教員免許更新に係る修了確認等の状況
（新免許状を所持する現職教員のうち、有効期間の満了日が令和３年３月31日である者）

（単位：名）

種別＼校種	幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			教育委員会職員等	合計
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立		
有効期間更新		1	9	1	42		1	24			38	11	1	12			140
受講免除			2														2
有効期間延長			1		2			4			3	1		3			14
計		1	12	1	44		1	28			41	12	1	15			156

６章　教職員研修・教育研究

１節　教 職 員 研 修

教職員の資質向上を図るため、次のとおり研修及び研修への派遣を実施した。

１　幼　　稚　　園

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
幼稚園等新規採用教員研修	10 8 5 6 8 5	５月21日 ７月10日 ７月17日 ８月19日～20日 10月15日 11月26日	県総合学校教育センター	○青森県の幼児教育 ○特別な配慮を要する幼児との関わり方 ○健やかな成長のための環境と習慣づくり ○保護者理解と信頼を築くための対応 ○素材に親しみ工夫して遊ぶためのつくる活動 ○幼児期における発達の理解と幼小連携 ○保育の展開と援助の在り方 ○「造形的な見方･考え方」を働かせて資質･能力を育成する造形遊び ○「音楽的な見方･考え方」を働かせて資質･能力を育成する表現活動 ○通常の学級における教育のユニバーサルデザイン ○「気になる子供」の視点で保育や授業を見直す
幼稚園教育課程青森県研究協議会	62	８月21日	県総合学校教育センター	○研究実践発表（カリキュラム・マネジメント、幼小接続） ○学校評価の在り方と幼小接続について

２　小　　学　　校

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
初任者研修（実地研修）	55	４月～３月 （240～300時間）	勤務校	○教職教養 ○教育目標と実践計画 ○学級経営 ○授業研修等
初任者研修（校外研修）	55	４月～３月（24日間）		○教職員の心得・服務
学級経営基礎講座Ⅰ	55	５月12日～13日	県総合学校教育センター	○学級経営の意義とねらい等
学習指導基礎講座Ⅰ	55	６月４日～５日	県総合学校教育センター	○授業づくりの基礎基本等
教職一般研修講座	55	７月30日～31日	県総合学校教育センター	○社会人としてのマナー等
学級経営基礎講座Ⅱ	55	９月３日～４日	県総合学校教育センター	○生徒指導の進め方
学習指導基礎講座Ⅱ	55	11月５日～６日	県総合学校教育センター	○授業におけるＩＣＴの活用等
学級経営基礎講座Ⅲ	55	１月21日～22日	県総合学校教育センター	○学級経営の評価と改善等

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
赴任時研修 示範授業研修 宿泊研修 一般授業研修Ⅰ 道徳教育研修	55 55 55 55 55	4月1日 5月～7月(1日) 8月(3日) 8月(1日) 7月～11月(1日)	勤務校 勤務校1教育事務所 5教育事務所 5教育事務所 5教育事務所	○教職員の服務・福利厚生 ○示範授業研修の実際等 ○宿泊訓練指導の実際等 ○指導案の作成、授業研究等 ○道徳教育の在り方
特別支援教育体験研修 特別活動研修 一般授業研修Ⅱ まとめ研修	55 55 55 55	9月～10月(1日) 10月～11月(1日) 1月(1日) 1月～2月(1日)	5教育事務所 5教育事務所 5教育事務所 5教育事務所	○特別支援教育の授業参観等 ○特別活動の在り方等 ○指導案の作成、授業研究等 ○初任者研修の成果及びまとめ
ふるさとの教育研修	55	4月～8月(1日)	市町村教育委員会	○郷土の歴史・文化・産業等
フォローアップ（2年次）研修	50	6月2日 1月8日	県総合学校教育センター	○キャリア教育の実際 ○学習指導 ○カリキュラム・マネジメントの実践
中堅教諭等資質向上研修（前期）	53	8月4日～5日 (ほか選択講座2日)	県総合学校教育センター	○学習指導 ○組織対応の在り方
中堅教諭等資質向上研修（後期）	37	7月28日～29日 1月7日～8日 (ほか選択講座4日)	県総合学校教育センター	○スクールマネジメント等に関する講座（2日） ○指導実践力向上に関する講座（2日）
教育課程地区研究集会	256	7月～8月(1日)	6教育事務所	○小学校教育課程の適切な編成と実施に向けた講義・演習
道徳教育指導者養成研修(中央)	1	11月17日～19日	県総合学校教育センター (オンライン)	○道徳教育にかかわる課題協議、演習、事例発表
キャリア教育指導者養成研修		(コロナのため中止)		
管内小・中学校校長会	483	4月（1日） 12月（1日）	6教育事務所 上北教育事務所	○基礎学力の充実を図るための学校経営・家庭や地域と連携した生徒指導の推進
教職員等中央研修	22	9月～12月	独立行政法人教職員支援機構 (オンライン)	○学校組織マネジメント ○カリキュラムマネジメント ○リスクマネジメント ○研修成果の活用

３　中　　学　　校

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
初任者研修 （実地研修）	30	４月～３月 （240～300時間）	勤務校	○教職教養 ○教育目標と実践計画 ○学級経営 ○授業研修等
初任者研修 （校外研修） 学級経営基礎講座Ⅰ 教科等教育基礎講座Ⅰ 教職一般研修講座 学級経営基礎講座Ⅱ 教科等教育基礎講座Ⅱ 教科等教育基礎講座Ⅲ	30 30 30 30 30 30 30	４月～３月(4日間) ５月７日～８日 ６月11日～12日 ７月30日～31日 ８月27日～28日 10月15日～16日 11月18日～19日	県総合学校教育センター 県総合学校教育センター 県総合学校教育センター 県総合学校教育センター 県総合学校教育センター 県総合学校教育センター	○教職員の心得・服務 ○学級経営の意義とねらい等 ○教材研究と授業設計等 ○社会人としてのマナー等 ○学級経営における生徒指導 ○教科指導におけるＩＣＴの活用等 ○学習指導の改善
赴任時研修 示範授業研修 宿泊研修 一般授業研修Ⅰ 道徳教育研修 特別支援教育体験研修 特別活動研修 一般授業研修Ⅱ まとめ研修	30 30 30 30 30 30 30 30 30	４月１日 ５月～７月（１日） ８月（３日） ８月（１日） ７月～11月（１日） ９月～10月（１日） 10月～11月（１日） １月（１日） １月～２月（１日）	各勤務校 ４教育事務所 ４教育事務所 ４教育事務所 ４教育事務所 ４教育事務所 ４教育事務所 ４教育事務所 ４教育事務所	○教職員の服務・福利厚生 ○示範授業研修の実際等 ○宿泊訓練指導の実際等 ○指導案の作成、授業研究等 ○道徳教育の在り方 ○特別支援教育の授業参観等 ○特別活動の在り方等 ○指導案の作成、授業研究等 ○初任者研修の成果及びまとめ
ふるさとの教育研修	30	４月～８月（１日）	市町村教育委員会	○郷土の歴史・文化・産業等
フォローアップ（２年次）研修	31	６月２日 １月８日	県総合学校教育センター	○キャリア教育の実際 ○学習指導 ○カリキュラム・マネジメントの実践
中堅教諭等資質向上研修（前期）	36	８月４日～５日 （ほか選択講座2日）	県総合学校教育センター	○学習指導 ○組織対応の在り方
中堅教諭等資質向上研修（後期）	37	７月28日～29日 １月７日～８日 （ほか選択講座4日）	県総合学校教育センター	○スクールマネジメント等に関する講座（２日） ○指導実践力向上に関する講座（２日）
教育課程地区研究集会	177	７月～８月（１日）	６教育事務所	○中学校教育課程の適切な編成と実施に向けた講義・演習
道徳教育指導者養成研修(中央)	1	11月17日～19日	勤務校 （オンライン）	○道徳教育にかかわる課題協議、演習、事例発表
キャリア教育指導者養成研修	1	１月21日～22日	勤務校 （オンライン）	○キャリア教育の目的・意義 ○キャリアカウンセリングの方法

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会		(コロナのため中止)		
教職員等中央研修	21	９月～12月	独立行政法人教職員支援機構(オンライン)	○学校組織マネジメント ○カリキュラムマネジメント ○リスクマネジメント ○研修成果の活用

4　高　等　学　校

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
初任者研修(実地研修)180時間以上	39	４月～３月	各勤務校	○教職教養 ○教育目標と実践計画 ○授業研究 ○生徒指導と進路指導
初任者研修(校外研修)12日	39	４月～３月	県総合学校教育センター等	○教職員の服務、社会人としてのマナー ○授業で身に付けさせたい力 ○特別支援教育の視点に立った授業づくり ○授業実践の基礎 ○協力校の授業参観と研究協議 ○生徒理解への取組 ○情報モラル教育 ○特別支援学校の教育について ○１年間の研修を振り返る
フォローアップ(２年次)研修	71	６月23日 ９月25日	県総合学校教育センター	○教材研究 ○模擬授業と指導の工夫 ○ホームルーム経営
中堅教諭等資質向上研修(前期)	49	５月12日 ９月15日	県総合学校教育センター等	○前期中堅教員に期待すること ○いじめ･不登校のない学校づくり ○主体的・対話的で深い学びの視点で行う授業改善
中堅教諭等資質向上研修(後期)	30	６月30日～７月１日 ８月27日 12月11日	県総合学校教育センター等	○温かい人間関係づくり ○資質・能力を育む授業づくりに向けて ○後期中堅教諭に期待すること
教務主任連絡協議会		(コロナのため中止)		
教務主任研究協議会	83	10月20日	県総合学校教育センター	○新学習指導要領における学習評価ポイント ○ワークショップ

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
県立学校長研究協議会	74	８月７日	県総合学校教育センター	○関係事業等説明
教職員等中央研修	23	５月～１月	独立行政法人教職員支援機構（オンライン）	○教育指導と学校管理 ○教育課程の編成と管理 ○学校指導の原理と方法 ○生徒指導・進路指導の原理と方法
進路指導主事研究協議会		（コロナのため中止）		
生徒指導主事研究協議会		５月13日 （資料配付）		○県内の生徒指導等の状況について ○生徒指導上の諸課題における多機関連携に関する講演 ○各学校の生徒指導に係る取組に関する協議
全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会		（コロナのため中止）		
キャリア教育指導者養成研修	1	１月	（オンライン）	○発達段階に応じたキャリア教育の在り方、校内外の連携を踏まえたキャリア教育推進のための具体的な手立て
産業・情報技術等指導者養成研修		（コロナのため中止）		
学校農業クラブ・学校家庭クラブ指導者養成講座		（コロナのため中止）		

5　特別支援学校

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
初任者研修 （実地研修） 240時間以上	29	４月～３月	各勤務校	○教職教養 ○教育目標と実践計画 ○授業研究 ○生徒指導と進路指導
初任者研修 （校外研修） 21日	29	４月～３月	県総合学校教育センター等	○教職員の服務・福利厚生 ○特別支援教育の概要 ○一人一人のニーズに応じた指導 ○学級経営の基礎・基本 ○小学校の授業参観・協議 ○生徒指導上の課題への対応 ○救急法 ○福祉施設等見学 ○研修の意義・まとめ
フォローアップ （２年次） 研修	30	９月23日～24日	県総合学校教育センター	○授業改善 ○授業検討
中堅教諭等資質向上研修(前期) （校内研修） ５日	22	４月～３月	各勤務校	○授業研究･教材研究 ○研修のまとめ
中堅教諭等資質向上研修(前期) （校外研修） ４日	22	４月～３月	県総合学校教育センター等	○関係機関との連携 ○効果的なＴＴ ○授業改善 ○キャリア教育
中堅教諭等資質向上研修(後期) （校内研修） ７日	46	４月～３月	各勤務校	○授業研究・教材研究 ○研修のまとめ
中堅教諭等資質向上研修(後期) （校外研修） ８日	46	４月～３月	県総合学校教育センター等	○関係機関との連携 ○学校課題とその対応 ○授業の課題分析 ○思考法の活用
教務主任連絡協議会・研究協議会	21	（資料配付） 10月20日	県総合学校教育センター	○講話 ○研究協議
県立学校長研究協議会	21	８月７日	県総合学校教育センター	○関係事業等説明
教職員等中央研修	8	11月	つくば市 （オンライン）	○講義

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
進路指導主事研究協議会	21	（資料配付）		○講義 ○研究協議
研究主任研究協議会	21	５月（資料配付） １月14日	（オンライン）	○講義 ○研究協議
生徒指導主事研究協議会	21	（資料配付）		○情報提供
特別支援教育新担当教員研修会		６月～９月 （資料配付）	各教育事務所管内	○情報提供
特別支援教育専門研修	4	10月～11月 令和３年２月～３月	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 （オンライン）	○講義
長期派遣型地域実践研究員	1	４月13日～ 令和３年３月12日	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	○講義 ○演習 ○研究協議
交流及び共同学習推進指導者研究協議会	2	11月20日	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 （オンライン）	○講義 ○研究協議
ＩＣＴ活用に関わる指導者研究協議会	1	９月25日	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 （オンライン）	○講義 ○研究協議
聴覚障害教育担当教員講習会		（コロナのため中止）		
自立教科等担当教員（理療）講習会		（コロナのため中止）		

6　生 徒 指 導 等

名　　称	人　　員	期　　間	場　　所	内　　容
生徒指導指導者養成研修	3	7月1日～7月5日	独立行政法人教職員支援機構	○生徒指導上の今日的諸問題の現状と施策について ○生徒指導における事例研究及び演習について ○不登校、いじめ問題への対応
今日から始めるいじめ対策研修講座	22	５月21日 （資料配付及び課題提出）		○いじめの理解といじめ防止のための取組 ○危機意識の持続と組織対応について
今日から始める不登校対策研修講座	27	９月10日	県総合学校教育センター	○不登校の現状について ○不登校の理解と対応

7　大学院教員派遣

(1)　大学院派遣

県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員を大学院に派遣し、その資質の向上を図る。

※　令和２年４月１日～令和４年３月31日　派遣教員なし

(2)　教職大学院派遣

県内の公立小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教員を弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）に派遣し、教育実践力を身に付けたミドルリーダーの育成を図る。

派　遣　先	人　　員	研修期間	専攻／コース
弘前大学教職大学院	小 学 校　1 中 学 校　4 高 等 学 校　2 特別支援学校 1	令和２年 ４月１日～ 令和４年 ３月31日	教育実践／ミドルリーダー養成

8　指導改善研修

本県では、平成15年度から、児童等への指導が不適切な教員を「研修措置教員」に認定し、県総合学校教育センターや所属校等において研修を行う「研修措置制度」を実施してきた。

一方、指導が不適切な教員に対する人事管理について、各都道府県教育委員会の制度の内容や運用にばらつきがあったため、全国的な教育水準の確保を図る観点から、平成19年６月に教育公務員特例法が改正された。

同法の改正により、本県では、平成20年度より、研修措置制度に代えて、児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、その能力、適性等に応じて、指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（指導改善研修）を実施した。

なお、指導改善研修と研修措置制度とは、研修期間（指導改善研修は最長２年、研修措置制度の研修は最長３年）以外に、大きな違いはない。

⑴　対　象　教　員

県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員

（条件付採用期間中の職員、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤の講師を除く。）

⑵　指導改善研修対象教員の定義

教員に求められる資質能力に課題があり、児童等を適切に指導できないため、教育活動に支障をきたし、児童等に対しての責任が果たせないことから、指導改善研修を受講させる必要のある教員をいう。ただし、疾病により児童等を適切に指導できない者を除く。

⑶　指導改善研修対象教員の認定までの対応

学校における対応	・指導が不適切な教員の実態把握 ・校内での指導又は研修と「指導・観察記録簿」等の作成 ・指導の改善が見られない教員について教育委員会へ報告
市町村教育委員会における対応	・報告内容の精査・確認 ・県教育委員会への指導改善研修対象教員の認定申請
県教育委員会における対応	・申請（県立学校の場合は、報告）内容の精査・確認 ・指導改善研修対象教員審査会への審査依頼 ・指導改善研修対象教員の認定

⑷　研修の実施

指導改善研修対象教員ごとに個別の研修プログラムを作成し、原則として１年間、学校、県総合学校教育センター等において、研修を実施する。

(5) 研修後の措置

当該教員の指導の改善の程度	研修後の措置
指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度	本来の職務への復帰
児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度	研修期間の延長
児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度	職種変更
	退職の勧奨
	分限免職

※ 指導改善研修対象教員の状況
対象教員なし

2節 教育研究

1 研究指定校

(1) 文部科学省指定校

① 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 ※令和２年度 感染症拡大のため中止

学校名	研究内容
むつ市立大平小学校 むつ市立大平中学校	・教員の道徳教育に係る指導力向上 ・小・中学校の連携を意識した道徳教育の推進 ・道徳科の授業公開の実施

② スーパーサイエンスハイスクール

学校名	研究内容
県立弘前南高等学校	科学教育プロジェクト～地域に学び社会に貢献する科学技術人材の育成～
県立青森高等学校	学際的研究により新たな価値を創出できる国際的な科学技術系人材の育成

(2) 国立教育政策研究所指定校

教育課程研究指定校事業

学校名	研究内容
青森市立南中学校	表現を工夫し、挑戦する生徒の育成、より高い課題の解決を目指し、よく聴き、自らの考えを持ち学び合う生徒を育成する学習指導の工夫
県立青森南高等学校	国際理解教育に基づく全教育活動を通じたカリキュラム・マネジメントの確立－言語活動の充実を核とした「意思表示する力」「多様な考えを認め、分かり合おうとする態度」を育成するための方策の研究－

⑶　青森県教育委員会指定校

①　ドリカム人づくり推進事業

学　校　名	研　究　主　題
青森西高等学校	青西人づくり・街づくりプロジェクト
木造高等学校深浦校舎	「わが深浦町魅力探訪！」
鶴田高等学校	「鶴（高）の恩返し　２０２０」
中里高等学校	中泊魅力再発掘プロジェクト　～わぁんどのめんこい　ながどまり～
百石高等学校	地産地消　レシピコンテスト開催（百高カップ２０２０）
八戸東高等学校	「表現科１８年目の挑戦」
柏木農業高等学校	「地域の稀少生物の復活と駆除された外来植物の再利用をめざして」
三本木農業高等学校	この挑戦が地域の未来を変える　～しあわせプロジェクト～
名久井農業高等学校	原点回帰、栽培環境を極める！ ～身近な資源・資材を活用した栽培環境改善チャレンジ
青森工業高等学校	目指せ５００ｋｍ！１リットルの挑戦！
十和田工業高等学校	地域に貢献！ものづくり、ひとづくり「ＤＲＥＡＭ」育成プラン
むつ工業高等学校	「心をつなぐ、ものづくり・ひとづくり」
八戸工業高等学校	地域に発信「ものづくり」チャンネル～八戸工業高校から三八地域そして世界へ発信～
青森商業高等学校	ＡＯＭＯＲＩと世界をビジネスで繋ぐ高校生チャレンジ（商談編） ～「グローバル経済」「商品開発と流通」の先進的な実践～
八戸商業高等学校	ＩＴ技術で地域の魅力発信！
県立盲学校	県盲　live with 矢田前！ ～県盲キャラクター商品で地域にPRしよう～
弘前第一養護学校	「地域と共に」～ひろいちcafeをオープンさせよう～
七戸養護学校	造形活動　―　生きることへの自信と豊かな心の育成　―
青森中央高等学校	青い森高校生読み聞かせ推進事業（連携校：青森南高等学校）
八戸高等学校	三八地区連携プロジェクト （連携校：八戸北高等学校　八戸東高等学校　八戸西高等学校）
五所川原農林高等学校	『世界の農林産物の生産や輸出・販売を学ぶプロジェクト』 （連携校：柏木農業高等学校　弘前実業高等学校）

②　高校生による震災復興支援ボランティア事業

学　校　名	事　業　の　名　称
県立青森中央高等学校	青森中央高校演劇部「もしイタ～もし高校野球の女子マネージャーが青森の『イタコ』を呼んだら」被災地応援公演動画配信と報告会
県立弘前実業高等学校	釜石弘前　“きょうりょく”プロジェクト４

③　高校生から取り組む人口減少対策プロジェクト事業

学　　校　　名	研　　究　　主　　題
木造高等学校	『グローカル・アイ』地域の未来を切り拓く担い手育成プログラム
黒石高等学校	青森県地域活性化プロジェクト『Look at 青森』大作戦
七戸高等学校	金の卵発掘大作戦 ～将来、地域貢献をする人財の育成を目指して～
十和田西校等学校	十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略 ～十西観光科バージョン：高校生による戦略～
三戸高等学校	三戸みらい創生プロジェクト
名久井農業高等学校	名農未来創出委員会 ～人口減少を見据えた学び方改革・働き方改革による持続可能な社会を目指して～
八戸工業高等学校	北東北最大級の産業都市だからできる！ 「地域から学び還元する工業部」
青森商業高等学校	青森を元気にする起業家育成プロジェクト

④　いきいき青森っ子健康づくり事業（健康教育実践研究校）

学　　校　　名	趣　　旨
舘田学園 ひまわり幼稚園 八戸学院第二しののめ幼稚園 弘前市立大和沢小学校 七戸町立七戸小学校 むつ市立奥内小学校 平内町立小湊中学校 五所川原市立五所川原第四中学校 八戸市立明治中学校 県立鶴田高等学校 県立青森商業高等学校 県立八戸高等学校 県立青森第二高等養護学校	健康課題解決のため、学校、家庭及び地域と連携しながら、発達の段階に応じた具体的な指導内容、指導方法についての研究を行い、主体的に健康づくりに取り組む児童、生徒の育成に資する。

⑤　青森県交通安全推進地区

学　　校　　名	趣　　旨
むつ市立第一田名部小学校	児童生徒等の交通安全行動の定着化を図るため、学校を中心とする地域全体の交通安全意識の高揚に努める。

⑥　ＬＤ、ＡＤＨＤ等の児童生徒に対する通級による指導の在り方に関する研究事業

学　　校　　名	趣　　旨

青森市立浪打小学校 青森市立長島小学校 青森市立浪打中学校 青森市立浦町中学校 平内町立小湊小学校 外ヶ浜町立蟹田小学校 五所川原市立中央小学校 つがる市立向陽小学校 弘前市立大成小学校 弘前市立岩木小学校 弘前市立福村小学校 弘前市立東中学校 弘前市立津軽中学校 黒石市立黒石小学校 平川市立金田小学校 十和田市立三本木小学校 十和田市立三本木中学校 三沢市立上久保小学校 三沢市立第一中学校 野辺地町立若葉小学校 七戸町立七戸小学校 むつ市立第二田名部小学校 八戸市立城下小学校 八戸市立湊小学校 八戸市立根岸小学校 八戸市立第二中学校 八戸市立第三中学校 三戸町立三戸中学校 五戸町立五戸小学校	ＬＤ、ＡＤＨＤ等の児童生徒を対象とした通級による指導の在り方

⑦　特別支援学校技能検定事業

区　分	学　　校　　名	趣　　旨

高等部を設置する県立特別支援学校（技能検定の対象となる特別支援学校）	県立盲学校	地域の企業等との連携・協働により「夢や志」をもち、チャレンジする心をはぐくむための青森県版「特別支援学校技能検定」を開発・実施するなど、生徒の進路実現のための体制整備を進めることによって特別支援学校におけるキャリア教育及び職業教育の充実を図る。
	県立青森聾学校	
	県立青森第二養護学校	
	県立青森若葉養護学校	
	県立青森第一高等養護学校	
	県立青森第二高等養護学校	
	県立弘前第一養護学校	
	県立弘前第二養護学校	
	県立八戸第一養護学校	
	県立八戸高等支援学校	
	県立森田養護学校	
	県立黒石養護学校	
	県立浪岡養護学校	
	県立七戸養護学校	
	県立むつ養護学校	
小・中学部のみを設置する県立特別支援学校	県立八戸盲学校	
	県立弘前聾学校	
	県立八戸聾学校	
	県立青森第一養護学校	
	県立八戸第二養護学校	

(4) その他の公的団体からの指定校

「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業
～望ましい生活習慣の形成を目指して～」（一般社団法人日本学校歯科医会）

学校名	趣旨
つがる市立瑞穂小学校	健康な生活を営むために必要な基本的生活習慣を身に付け、よりよい生活を築こうとする実践的な態度の育成

７章　教職員の福利厚生

１節　福利厚生の概要

１　組合員、会員

⑴　公立学校共済組合青森支部

令和２年度末における組合員数は、12,987人で前年度と比較し1,193人の増となった。

組合員数と被扶養者数　(3.3.31現在)

種　　別	組合員数	被扶養者数	組合員１人当たり被扶養者数
一般組合員	12,685 人	9,327 人	0.74 人
船員組合員	25	30	1.20
任意継続組合員	277	163	0.59
計	12,987	9,520	0.73

⑵　（一財）青森県教職員互助会

教職員互助会の令和２年度末における会員数は、12,206人で前年度より791人増となり、加入率は95.6％となった。

①　会員数、給料、掛金　(3.3.31現在)

会員数	会員１人当たりの平均給料の月額	会員１人当たりの平均掛金の月額
12,206 人	357,572 円	2,503 円

②　２年度中の加入及び退会状況

区　分	元年度末現在	２年度			２年度末現在
		加入	退職・退会	増減	
会員	11,415 人	1,497 人	706 人	△ 791 人	12,206 人

２　給付等

⑴　公立学校共済組合青森支部

①　掛金、負担金収入

短期の掛金、負担金収入は、前年度と比較すると446,269千円増となった。

また、長期関係の掛金、負担金収入は、前年度と比較すると294,612千円増となった。

収入状況

（単位：千円）

種別	掛金	負担金	計
短期	4,100,163	3,978,407	8,078,570
厚生年金保険	7,324,177	12,225,135	19,549,312
退職等年金	600,568	600,579	1,201,147
経過的長期		138,377	138,377

② 短期給付

短期給付（法定給付及び附加給付等）の支出総額は、3,479,746千円でその主なものは、医療費で全体の88％を占め、3,063,028千円となった。

法定給付

種別	件数	日数	金額	1件当たり	
				日数	金額
本人医療費	170,665件	257,071日	1,677,238,489円	1.5日	9,828円
家族医療費	111,088	188,303	1,050,327,656	1.7	9,455
高額医療費	2,375		259,186,973		109,131
出産費	155		65,150,471		420,326
家族出産費	57		23,920,462		419,657
埋葬料	8		400,000		50,000
家族埋葬料	14		700,000		50,000
直営保健給付	13	18	118,923	1.4	9,148
傷病手当金	258	5,295	56,718,899	20.5	219,841
育児休業手当金	1,392	27,796	243,612,863	20.0	175,009
介護休業手当金	53	789	8,182,445	14.9	154,386
災害見舞金	1		205,000		205,000
計	286,079	479,272	3,385,762,181		

附加給付

種別	件数	金額	種別	件数	金額
本人医療費	1,951 件	50,272,300 円	埋葬料	8 件	200,000円
家族医療費	941	25,883,900	家族埋葬料	14	350,000
出産費	156	7,800,000	傷病手当金	34	6,777,696
家族出産費	54	2,700,000			
			計	3,158	93,983,896

(2) (一財) 青森県教職員互助会

令和２年度の収支は、収入404,869千円に対し、支出は394,797千円で当期収支差額は10,072千円となった。

① 収 入 状 況

種	別	金 額
基本財産運用収入	基本財産利息収入	300円
掛金収入	掛金収入	366,653,083
事業収入	生活資金貸付償還金収入	16,055,000
	生活資金貸付手数料収入	352,701
	つなぎ融資貸付償還金収入	20,297,763
	つなぎ融資貸付手数料収入	24,805
負担金収入	芸術鑑賞補助負担金収入	1,368,900
	スポーツ観戦補助負担金収入	0
雑収入	受取利息収入等	5,713
その他		110,738
計		404,869,003

② 支 出 状 況

種別	件数	金額	備考
医療費補助金	58,721件	215,375,531円	１件当たりの平均 3,667円
入院見舞金	1,593	7,633,500	本人 500円 (893件) 被扶養者 500円 (700件)
死亡弔慰金	18	1,900,000	本人 250,000円 (４件) 配偶者 100,000円 (４件) 家族 50,000円 (10件)
災害見舞金	0	0	
結婚祝金	172	8,600,000	50,000円
出産祝金・見舞金	209	7,315,000	本人 35,000円 (154件) 被扶養者 35,000円 (55件)
入学・卒業祝金	1,948	19,480,000	被扶養者である子 10,000円 (1,241件) 被扶養者でない子 10,000円 (707件)
無給付者褒賞金	1,686	8,430,000	5,000円

種　　別	件　数	金　額	備　　考
退職慰労金	499件	22,940,000円	在会10年以上20年未満 30,000円（48件） 在会20年以上30年未満 40,000円（105件） 在会30年以上50,000円（346件）
妊婦支援補助費	194	5,820,000	本　人　30,000円（146件） 被扶養者　30,000円　（48件）
リフレッシュ助成費	545	8,630,000	在会20年　10,000円（227件） 在会30年　20,000円（318件）
遺児給付金	1	250,000	250,000円
施設利用補助費	2,367	2,367,000	1泊につき　1,000円 県内12施設 県外9施設
芸術鑑賞補助事業費	509	2,472,800	
スポーツ観戦補助事業費	111	120,925	
生活資金貸付金	35	16,100,000	
つなぎ融資貸付金	10	23,005,182	
厚生文化事業補助金		840,234	
図書館図書贈呈費		1,999,746	
芸術文化奨励費		500,00	
学校図書贈呈費		5,250,000	県内の公立小・中学校 1校当たり　50,000円 小学校70校　中学校35校
教育振興事業補助金		60,000	
職員給与・事務費等		33,901,948	
特定資産取得支出		1,804,825	
計		394,796,691	

2節　福利厚生事業

1　貸　付　事　業

(1)　公立学校共済組合青森支部

貸付状況　　（単位：千円）

貸付種別	令和元年度		令和２年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般	54	82,300	49	72,800	△ 5	△ 9,500
住宅	6	61,600	9	63,029	3	1,429
教育	18	45,800	11	24,900	△ 7	△ 20,900
結婚	1	1,500	0	0	△ 1	△ 1,500
医療	1	1,200	1	1,200	0	0
葬祭	0	0	0	0	0	0
災害	0	0	0	0	0	0
介護構造	0	0	0	0	0	0
高額医療	0	0	0	0	0	0
出産	0	0	0	0	0	0
計	80	192,400	70	161,929	△ 10	△ 30,471

(2)　（一財）青森県教職員互助会

貸付状況　　（単位：千円）

貸付種別	令和元年度		令和２年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活資金貸付	35	17,500	35	16,100	0	△ 1,400
つなぎ融資貸付	9	16,792	10	23,006	1	6,214

2　教職員の健康管理

令和２年度は、生活習慣病重症化予防事業を新たに加え、以下の事業を実施した。

健康管理事業　（単位：千円）

事業名	場所	対象	人数	金額
特定健康診査	指定医療機関	※１	1,086	8,995
特定保健指導	指定医療機関	※２	554	8,362
宿泊ドック	東北中央病院	47歳、54歳、60歳の組合員	214	14,178
一日ドック	県内19健診機関	27歳、32歳、37歳、41歳、44歳、47歳、50歳、52歳、54歳、56歳、58歳、60歳、62歳、64歳の組合員	2,109	61,415
ヤングヘルスチェック	県内14検診機関	24歳、27歳、30歳、32歳、34歳、37歳、39歳の組合員	376	5,066
脳検診	県内11検診機関	40歳、46歳、51歳、55歳、59歳の組合員	755	16,055
乳がん検診	県内16検診機関	30歳以上の女性組合員	2,748	14,048
子宮がん検診	県内13検診機関	女性組合員	2,794	12,143
胃がん検診	県内15検診機関	30歳以上39歳以下の組合員	191	1,436
大腸がん検診	県内15検診機関	30歳以上の組合員	3,729	6,669
歯科健診	県内医療機関	25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の組合員外	986	4,634
被扶養者一日ドック	県内19健診機関	30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の被扶養者	127	2,920
へるすあっぷセミナー	オンライン、動画配信	組合員とその家族	603	1,100
こころの健康相談	県内５医療機関	組合員と被扶養者	2	13
管理監督者のメンタルヘルス研修会	管理監督者向け読本配付	組合員	530	250
トータルヘルスチェックWEB事業	パソコン・携帯電話等	組合員と被扶養者	28,361	154
歩こう歩けばコンペ2020	－	組合員	2,748	8,116
がん検診コール･リコール事業	－	組合員	111	57
心とからだの健康マルシェ	県内３か所	組合員	80	663
復職支援プログラム【職場復帰編】	－	組合員	55	1,683
職場の健康教育支援事業	県内16か所	組合員	386	361
健診フォローアップ事業	県内12か所	組合員	58	0
職場で取り組む教職員のストレスチェック事業	35所属所	希望する所属所	704	1,588
産業カウンセラー派遣事業	－	組合員	82	497
ヘルスリテラシー普及事業	－	組合員	676	682
生活習慣病重症化予防事業	－	組合員	219	86
個人向けインセンティブ健康ポイント付与事業	－	組合員	6,415	531
トータルライフサポート事業（健康づくり編）	－	組合員	－	4,644
計			56,699	176,346

※１　40歳以上75歳未満の被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者

※２　特定健康診査の結果により動機付け支援又は積極的支援に該当した者

３　その他の厚生事業等

令和２年度は、認知症予防教室を新たに加え、以下の事業を実施した。

一般事業　（単位：千円）

事業名	実施内容	人数等	金額
ライフデザインセミナー（退職準備型）	55歳以上の組合員とその家族を対象に、退職後を見通した生活設計セミナーをオンラインで開催	200	60
ライフデザインセミナー（生活充実型）	組合員とその家族を対象に、生涯生活設計を支援するためのセミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止	0	0
退職手続きガイドブックの配付	定年及び勧奨で退職する組合員に「退職前後の手続きガイドブック」を配付	490	515
しおり等の発行	「福利厚生のしおり」の配付	2,400	1,921
健康づくり情報誌配付	「健診案内」、「健康相談ポスター」、「健康カレンダー」、「休養中の手引き」を全組合員又は全所属所に配付	28,100	2,007
育児情報誌配付	出産した組合員及び被扶養者に対し、育児情報誌を配付	219	897
認知症予防教室	組合員及びその家族を対象に、認知症に対する正しい理解と知識を持つための教室を開催	19	129
トータルライフサポート事業（一般事業編）	組合員の多様なニーズに対応するため、福利厚生代行業者に一般事業を委託し実施	－	11,010
職場復帰訓練（試し出勤）傷害保険負担事業	精神性疾患により休職している組合員の職場復帰に向けた訓練（試し出勤）中に発生した災害の補償を行うための傷害保険料を負担	33	100
計		31,461	16,639

８章　教職員の人事評価制度

１　導　入　経　緯

平成26年５月14日の地方公務員法の一部改正により、勤務成績の評定制度が廃止され、平成28年４月１日から新たに人事評価制度を導入するとともに、その人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされた。

このことから、平成20年度から実施してきた教職員の人材育成･評価制度の目的を踏まえて、教職員の能力と業績を適正に評価し、支援することにより、本県の教育力を充実させ、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教職員の人事評価制度を導入した。

２　制　度　の　目　的

教職員の人事評価制度においては、能力評価及び業績評価を通して、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを主な目的とする。

・　能力評価では、教職員が、経験や職制に応じて発揮することが求められる能力について理解し、評価者との面談や自己評価等を通して、自己の長所・短所、特性、課題等を自覚するとともに、評価者が勤務状況を把握し、教職員にきめ細かな指導・助言を行う。

・　業績評価では、学校目標を踏まえた自己目標を設定することにより、学校目標・経営方針や教科・学年・分掌等の目標と自己目標とのつながりが明確となり、また、達成すべき目標を学校全体で共有することで、組織の一員としての自覚を高める。

３　制　度　の　概　要

⑴　能力評価及び業績評価の内容

評価の構成	評価の内容
能　力　評　価	職員が職務遂行の過程で発揮した意欲及び能力を標準職務遂行能力及び評価基準に基づき評価する。
	「意欲」：職務遂行の根幹にある取組姿勢 「能力」：職務遂行の中で発揮された能力（行動力）等
業　績　評　価	職員が職務遂行上の目標（以下「自己目標」という。）を設定した職務等の業績を評価基準に基づき評価する。 評価は、目標管理の手法を用いて評価する。
	「業績」：職務遂行の中で自己目標の達成状況や自己目標以外で成果を上げた取組等

⑵　評価期間及び評価基準日

職員区分	評価の内容	評　価　期　間	評価基準日
教　育　職	能力評価	４月１日から翌年の３月31日まで	２月１日
	業績評価	４月１日から翌年の３月31日まで	２月１日
行　政　職　等	能力評価	10月１日から翌年の９月30日まで	９月１日
	業績評価（前期）	４月１日から９月30日まで	９月１日
	業績評価（後期）	10月１日から翌年の３月31日まで	２月１日

※　会計年度任用職員については、任用期間に応じた評価期間・評価基準日により、能力評価及び業績評価を実施。